

柏 企 第 号
平成 2 7 年 月 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

柏原市長 中 野 隆 司

「2015年度自治体キャラバン行動・要望書」について（回答）

平成27年6月5日付けで要望のありました標題の件について、別紙のとおり回答いたします。

2015年度自治体キャラバン行動・要望書に対する回答

1. 職員問題について

財政状況が非常に厳しい中、人件費コストの低減は、行財政改革の中でも重要な位置付けとなっているところであり、いかに少ないコストで満足のあるサービスを提供できるかを求められていることはご承知のとおりで、正規職員と比べ人件費が低い非正規職員の活用はやむを得ない状況です。

そのような状況の中ではありますが、正規職員と非正規職員との職務の内容を明確に分け、メリハリのある人事管理により業務を遂行しているところであり、窓口等においても満足のあるサービスが提供できていると考えております。

2. 国民健康保険・医療について

① 平成26年度の一般会計からの繰入額は約8億2千万円であり、平成25年度に比べ約1億5千万円弱の増額を行っております。また平成27年度当初予算では、低所得者支援分とされる保険基盤安定繰入額は平成26年度決算額よりも1億600万円多い予算額を計上しております。

国民健康保険の保険料は国保財政の運営を行う上で根幹をなす重要な収入であり、被保険者の医療費等の額から、国等からの補助金等収入を差し引いた額を保険料で賄う仕組みとなっており、医療費の給付が増えると保険料も高くなる、いわゆる医療費に見合う保険料となります。

一部負担金減免につきましては法令に基づき、条例及び要綱を定め実施しております。

② 保険料収入は国保財政の安定的な運営を図るうえで重要な財源となっております。滞納が増加いたしますと国保財政の健全運営が非常に困難な状況となります。

国の定めた「特別な事情」がある場合を除き、正当な理由もなく保険料を1年以上納付されていない場合には負担の公平性を考えますと、資格証明書の発行もやむを得ないと考えております。また、保険証を渡すことが出来ず、窓口交付の方につきましては、再三にわたり来庁をお願いし、来庁していただけた被保険者の方につきましては、事情などをお聞かせいただき、納付方法のご相談等を行い、保険証をお渡ししております。

なお、高校生世代以下のお子様には毎年更新時に通常証（1年）を郵送にて交付しております。

- ③ 国及び府からの通知文などにつきましては、全員に供覧した後、何時でも、誰でも必要なときにすぐ見られるようファイリングしております。
- ④ 生活困窮のため保険料の支払いが出来ず、滞納世帯となる可能性がある場合には、出来る限り被保険者の生活実態把握に努め、個々の事情に応じた対応をとれるように努めております。
また、医療費や保険料のみならず、生活自体が困窮していると判断した場合は、生活困窮者への自立支援の担当部署や生活保護担当課への案内を行い、相談時に多重債務等による生活困窮であると判断した場合は、市や府の担当部署の紹介や市の無料法律相談、法テラス等の案内を行っております。
- ⑤ 「保険財政共同安定化事業」1円化における、激変緩和措置があるものの、多くの市町村で交付金より拠出金が上回る結果となっており、拠出側の負担額は大阪府が全額持つよう、機会あるごとに大阪府に対し今後も引き続き強く要望したいと考えております。
- ⑥ 従前より、市長会等を通じて国に要望しており、療養給付費負担金減額分につきましては、一般会計より繰入を行っております。
- ⑦ 特定の医療機関だけの名簿を配架することは考えておりません。しかしながら、経済的な理由により適切な医療受診ができないとの相談を受けた場合に備えて、大阪府のホームページに公開されている事業案内と名簿を用意しております。
- ⑧ 入院時食事療養費自己負担額の助成を行うことは考えておりません。

3. 健診について

- ① 特定健診につきましては無料で実施しており、被保険者の方が都合のよい時、場所で受けていただけるよう全て個別で行っております。魅力ある健診をすすめる為、平成27年度からは柏原市の医療機関で受診した場合は国基準の項目に「血清クレアチニン」と「尿酸」の2項目を追加しました。さらに65歳以上の被保険者の方の場合は柏原市内の実施医療機関で受診される

場合、心電図検査及び貧血検査を市独自の追加検査項目として無料で受けていただくことが出来ます。

人間ドック（脳検査付を含む）を受診された方には、ご負担を軽減した費用で利用いただいております。

- ② がん検診につきましては、集団検診で、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診を実施し、市内委託医療機関において、個別に大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診を実施し、多くの方に受診していただけるよう受診の啓発に努めております。

がん検診の費用につきましては、すべて無料で実施しております。

また、大腸がん検診につきましては、平成27年6月から大腸がん検診と特定健診の同時受診ができるようになりました。

その他のがん検診の充実及び特定健診との同時受診の拡充については、近隣市の状況も踏まえて、検討していきたいと考えております。

- ③ （特定健診）

平成27年3月に「柏原市国民健康保険データヘルス計画」を策定し、特定健診も含めた国保保健事業の全体の分析・評価と今後の実施計画を定めておりホームページ上にも公開しています。

（がん検診）

受診率向上のため、日曜日に胃・大腸・肺がんをセットで受診できる日や、働く女性のために乳がんと子宮頸がんを同日に受診できる日を設けております。また、最も受診率の低かった大腸がん検診につきましては、今年度より個別健診を開始しております。

今後、現在集団検診で行っている胃・肺がん検診を、個別検診でも実施できるように、柏原市医師会と相談していきたいと考えております。

- ④ 国保加入1年以上で、30歳以上の被保険者の方につきましては、人間ドック（脳検査付を含む）の助成を行っております。（年度ごとに1回）
また助成額については検診費用の7割相当額を助成しております。

- ⑤ がん検診日につきましては、日曜日に胃・大腸・肺がんをセットで受診できる日や、一度に検診が済ませられるよう胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・骨粗しょう症の5つの検診をセットで受診できる日を設けております。

乳がん検診、子宮頸がん検診につきましては、個別受診が可能で、診療時間内であれば、夜間、土曜日に予約なしで受診できるなど受診者の便宜を図っております。

出張検診につきましては、市役所の出張所を利用して、がん検診を行うなどの対応をしております。

4. 介護保険・高齢者施策について

- ① 第6期介護保険事業計画においては、第5期計画期間における財政安定化基金の使用による償還金の発生と介護給付費の伸びなどから介護保険財政が大変厳しい状況になるものと想定しておりますので、介護保険料の上昇については被保険者間の公平性の確保や財源の確保上やむを得ないものとなっております。

さらに、自治体としての独自の軽減措置につきましては、介護保険の適正な運用の趣旨からみて、介護保険制度の3原則を順守していくことが重要と考えており、平成27年1月16日付け厚生労働省老健局介護保険計画課の事務連絡におけるQ&Aの中でも3原則の順守が記載されていることから、今後もこの方針を守ってまいりたいと考えております。

また、公費による低所得者保険料の軽減の前倒し実施については、可能な限り早期に実施するよう国への要望を継続してまいります。

- ② 総合事業の移行時期については、平成29年4月1日から実施予定となっております。平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間を準備期間として定めており、この間、介護保険事業計画策定委員会などで意見を伺いながら、実施に向けて準備を進めてまいります。

総合事業の移行に当たっては、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護に加え、地域の実情に合ったサービスを創出し、利用者が多様なサービスを選択することができるよう努めてまいります。その中で、要支援者に対するサービスについても国のガイドラインにそって、具体的なサービス提供方法等について検討してまいりたいと考えております。

また、総合事業サービス等の利用については、利用者主体のサービスを目指し、介護予防プランを作成する地域包括支援センターのケアマネジャーに対し十分説明する機会を設け、利用者が将来にわたり可能な限り生活機能を維持し健康寿命が延伸できるよう支援してまいります。

③ 近年の介護給付費の増加により介護保険の財政が一段と厳しく、保険料にも影響を及ぼしているなかで、一定の所得がある被保険者の皆さまに、相応の負担をお願いすることはやむを得ないことと考えております。

なお、低所得者に対しては、すでに社会福祉法人等による利用者負担軽減制度等で対応しているところですが、市独自の減免については、介護保険の財政が一段と厳しい状況となることが予想されることから、現段階では対応が困難であると考えております。

④ 高齢者の熱中症対策として、市の広報誌やホームページを通じて熱中症予防に関する注意喚起を行ってまいります。また、老人会、民生委員、介護保険事業所など、普段高齢者と接する機会が多い団体・関係機関へも、熱中症予防に関する注意喚起を行っていただけるよう情報提供してまいります。

そして、家族介護教室や介護予防教室、老人会への出前講座など、高齢者を対象とした講座では、塩分補給の重要性や適切な扇風機やエアコンの利用などを啓発してまいります。

また、一人暮らし高齢者の見守りとしまして、民生委員等と連携し見守りネットワークを構築しております。見守り訪問の機会を通じて注意喚起を行うとともに、熱中症になる可能性が疑われる高齢者を発見した場合は、地域包括支援センターが関わり早期支援が実現できるよう努めてまいります。

5. 障害者の65歳問題について

- ① 申請者が必要とされるサービス内容が、
- (1) 介護保険サービスでは十分に対応することができない場合
 - (2) サービス内容が障害福祉サービス固有のもの（同行援護、行動援護、自立支援（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）である場合
 - (3) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスが介護保険給付の区分支給限度額の制約から、介護保険のケアプラン上において、介護保険給付のみによって確保することができないと認められる場合
- 等については、障害福祉サービスの支給について十分に検討、決定するなど、引き続き、個別のケースに応じて柔軟な対応を行ってまいります。

- ② 介護保険サービスの利用者負担及び施設利用者の居住費、食費の負担は非課税世帯など、一定の条件のもとで上限額を設定して、高額とならないよう配慮されております。しかしながら、全額減免制度については、介護保険の適正な運用の趣旨から見て、利用に応じた応益負担やサービスを利用しない被保険者との負担の公平性の確保などの観点から検討はしておりません。

6. 生活保護について

- ① 「社会福祉主事資格」を有する職員を配置しております。「標準数」に基づくケースワーカー数の実現を目指し、実施体制の整備に努めております。また、研修に関しては、厚生労働省や大阪府が主催する研修会に参加し、所内研修も行っており、法令遵守することを徹底しております。窓口対応について、態度はもちろん言葉づかいも十分気をつけるよう指導しております。
- ② 申請権の侵害はしないよう、特に指導しております。また、「保護のしおり」については、大きな文字を使用したうえ行間を広くとって読みやすくし、漢字にはフリガナを併記するなど、わかりやすい冊子にするよう工夫しております。常に、最新の制度内容が反映されるよう、随時見直しを実施しております。「保護のしおり」は窓口カウンターに常時置いております。
- ③ 「助言指導」に関わらず、違法な行為は行わないことを徹底しております。就労指導につきましては、被保護者の年齢や健康状態などの病状把握だけではなく、その者の有している資格、生活歴、職歴等を十分に把握、分析し、稼働能力があるか判断しております。稼働能力がある場合には、就労に必要な援助を行っております。
- ④ 通院移送費については、病状や治療の必要性を把握し、就労活動の移送費についても、適切に判断し支給しております。また「しおり」にも記載しております。
- ⑤ 休日、夜間等の急病時でも、受診できるよう「夜間・休日緊急用医療受診票」を被保護者全世帯に配布しております。また、「通院医療機関等確認制度」の導入はしておりません。

- ⑥ 自動車等の保有につきましては、障害者が通勤、通院等のため必要とする時、公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に通勤する時、深夜勤務等の業務に従事しており自動車により通勤が必要である時など、病状や、収入の状況を確認したうえで、自動車による通勤、通院が妥当であると考えられる場合は保有を認めております。
- ⑦ 現在、警察官OBの採用はしておりません。また「適正化」ホットライン等も行っておりません。
- ⑧ 介護扶助の自弁は強要しておりません。ケースワーカーによるケアプランへの不当な介入及び指導も行っておりません。

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① こども医療費助成制度では、平成 26 年 10 月から通院分の助成対象を従来の小学校入学前から小学校卒業までに拡充し実施しております。助成対象を中学校卒業までとしている入院分とともに一部自己負担はありますが、所得制限を設けることなく実施しております。
また、大阪府へは助成制度の拡充を継続して要望してまいります。
- ② 妊婦健康診査の助成につきましては、平成 25 年 9 月 1 日から、すべての妊婦さんが安心して安全に出産できるよう支援するため、116,840 円に増額をしております。
この助成の拡充によりまして、標準的な内容の妊婦健康診査を受診できますので、妊婦の健康管理の充実と経済的な負担の軽減が図られ、子どもを安心して産みやすい環境づくりに寄与するものと考えております。
- ③ 適用基準につきましては、生活保護基準の 1.1 倍と定め、所得額でみております。また、持家と借家を区別しておりません。
手続きは、翌年 2 月末まで学校または教育委員会で受付しております。
支給につきましては、毎年少しでも早くできるように取り組んでおりますが、市民税の課税資料に基づき審査いたしますので、6 月以降に認定作業を

行うこととなります。

生活保護基準の引き下げにつきましては、平成 25 年度および平成 26 年度は影響が出ないように対応いたしましたが、平成 27 年度は、生活扶助の見直しを適用する予定です。

④ 子育て支援施策につきましては、現行の諸手当の給付、子育て支援施設の利用促進をはじめとする各種サービスの提供により実施しております。ご要望の「子育て世代に対する家賃補助」及び「独自の子ども手当」につきましては、本市の厳しい財政状況のもと、新たな施策として制度化する予定はありませんが、今後も引き続き、子育て支援のための諸施策推進に努めてまいります。

⑤ 中学校給食につきましては、平成 26 年 4 月から全中学校で全員喫食の完全給食を実施しております。

本市は、藤井寺市と一部事務組合を設立してセンター方式で長年小学校給食を行っていますので、中学校給食につきましても同様の方式で実施しております。

食事調査は、藤井寺市柏原市給食組合で実施しております。

モーニングサービスは、今のところ導入する予定はございません。

⑥ ひとり親家庭等への支援につきましては、生活等に関する相談業務、就労に向けた資格取得や技能習得を目的とした給付事業による就労支援等の施策を実施しております。

今後も引き続き、ひとり親家庭等が安心して子育てできるための施策に取り組んでまいります。

⑦ 公立幼稚園・保育所につきましては、就園児童の減少による幼稚園の規模の適正化、増加する低年齢児からの保育所需要への対応が課題となっております。このことから、公立幼稚園と公立保育所の統合による幼児教育・保育を総合的に提供する施設（認定こども園）への移行も視野に入れ、将来を担う子どもたちの最善の利益を考えた保育環境の整備に努めてまいります。